

日程第4 一般質問

○議長（武石善治） 日程第4 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。3番 長井直人君。

（3番 長井直人議員 一般質問席登壇）

○3番（長井直人） 村長に就任されて早4年目を迎え、本年も残すところあと9カ月足らずになりました。ここへきてこの3年間、毎年のように紙面を賑わす突然の村長施策が打ち上げ花火のごとく上がり続けていたのも忘れてしまうかのように沈黙をしておりますが、長い夏が終わったのか、嵐の前の静けさなのか、地方紙の話題は北秋田市に、と感じているのは私だけでしょうか。

本来であれば任期最終年度をとということで、自身の公約若しくは目立つぐらいの衛星となりうるロケットぐらいは上げられるのか期待を申し上げていたのですが、私をご期待申し上げた期待すらできていらっしゃるのかどうか。

任期最終年度としての集大成、そして今後の村、村政を見据えた回答をご期待申し上げながら私の一般質問に入らせていただきます。

まず1つ目は、3月議会での私の一般質問の関連として、村長が取り組んでいる雇用経済対策について伺わせていただきます。

3月の一般質問の回答の中で、いろいろな形で雇用創出問題について取り扱ってきた。十分とはいえないが対応している。したがって、緊急雇用経済対策本部の設置の必要はないとのことでしたが、それでは、あえて具体的に村民にも細かくわかるように、いろいろな形という取り組みとその成果を示していただきたいと思います。同じように、平成20年度から国の交付金等を活用し実施してきたハード事業、ソフト事業での経済対策と称するものの成果と現状について、これもまた具体的に村民が事後の議会広報を見ても分かるようにお知らせいただきたいと思います。

ここであえて具体的にご説明いただくのには理由があり、私自身現状の我が村の雇用経済対策が不十分であると思うとともに、村民にも村長または村の取り組みが具体的に見えていない、示されていないと感じるからであります。雇用についてもごく一部、また一時的なもので、将来につながる発展性のある生みの、育ての喜びにつながるような、作り育むようなものがないように思われます。経済対策にしても一過性で継続性、将来性に欠けるものが多いように思われます。

若者が生意気にとと思われるかもしれませんが、将来性のある施策にするためには発想力と行動力、それにもう1つ、影響力、統率力が必要と自認しております。まして、車の両輪の片方を欠いた片輪走行では、進むべきものも進まないのではないのでしょうか。高齢化の進む我が村においては、安心、安全な住み良い村が理想。そのためには内需の拡大が重要で、村内事業所、企業、農業も

含めた製造・生産・販売業者の育成が必要不可欠であります。雇用にもつながる最重要課題ととらえていただきたいと思います。

その1つとして、また昨年の取り組みの継続事業として、本年度もプレミアム付き商品券の発行補助事業を継続していただけないものでしょうか。業種の偏りはあったとしても、まとまった金額が間違いなく村内に流通し、村民にも購買意欲や活気が見られたのも事実であります。経済効果も行き渡ります。また今回のリフォーム補助事業と合わせれば、村内に数多い職人にも経済効果として波及いたします。ぜひともご検討いただきたいと思います。

最後に、前回同様、もはや緊急とは申しませんが、行政と村民、事業者、金融機関、関係諸団体等の代表者を集めた雇用経済対策本部を設置し、行政だけでは到底たどり着くことのできない村の将来を見据えた、雇用を見込んだ村経済の未来像を模索してはもらえないものでしょうか。いま1度、上小阿仁村雇用経済対策本部の設置をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） ご質問並びに非常に示唆に富むご提案、どうもありがとうございます。4年目に入ったということで、9カ月ぐらしか任期が残っていないということで、打ち上げ花火があまり有効でないというご理解でございましたけれども、私自身も決して自分がこれまでやってきたものが完全で十分であるとは考えておりません。成功よりもむしろ失敗の数の方が多いのではないかと、じくじたる考えでございます。

それはともあれ、ご質問の内容は十分に分かっておりますので、これについてお答え申し上げます。

まず第1点でございますが、いろいろな形で取り組んできたといういわば雇用創出問題についての一般質問でございますが、緊急雇用創出臨時対策基金事業及びふるさと雇用再生臨時対策基金事業によりまして、平成22年度は12事業で予算事業費が4,300万円、雇用者数32名を見込んでおります。当該事業に係わる現時点での雇用者数というのは28名となっております、つまり、これから4名追加される予定でございます。

第2点でございますけれども、2に対するお答えといたしましては、具体的には平成20年度から国の経済対策として対象事業のメニューが示されまして、それに基づいて交付金を活用し、ハード、ソフト事業を実施してきているところでございます。

具体的に申し上げますならば、緊急安全実現総合対策臨時交付金では、総事業費1,048万円。消防防災関連事業、特産品販売促進事業等3件の事業をこれ

まで実施してきております。今1つは、生活対策臨時交付金では、総事業費1億5,346万円で、杉風荘屋根改修を始めとして公共施設の整備、車両購入、村道整備、プレミアム付き商品券発行助成など39件の事業を実施してまいりました。

次に経済危機対策臨時交付金では、総事業費8億2,685万円で情報通信基盤、いわゆる光ファイバー、村道、林道整備、プレミアム付き商品券発行助成等22件の事業を実施してまいりました。

次に、きめ細かな臨時交付金では、橋梁、作業道路整備、診療所屋根改築等4件の事業を実施することとしております。平成22年度繰り越しされる事業もありますが、4つの臨時交付金で68件の事業を総額10億8,970万円で実施済み、また実施予定となっております。事業の発注に当たりましては、できる限り村内発注を念頭に行っておりますが、事業種類によっては村外業者への発注をせざるを得ないものもございます。工事などの場合には、落札者にできる限り村内の業者を使ってもらいたいようお願いしている次第でございます。

なお、22年度から再び北秋田市の業者も入札に参加させることとし、村外業者が落札した場合には、落札価格の1%をめどにご寄附をいただくようお願いしている状況でございます。

これで十分であるとは決して思っておりませんが、ある程度の経済対策にはなっていると考えております。

第3点でございますが、平成21年度は地域活性化・生活対策臨時交付金及び地域活性化経済危機対策交付金を活用いたしまして、1,500万円の補助金を商工会にプレミアム商品券発行支援事業費として予算化し、総額約9,000万円が村の商店、事業者などに支払われております。商品券につきましては、確実に村内で利用されることとともに、利用する方々も、そして商店、事業者双方にとって経済効果は1番あるものと理解をしておるところでございます。

このため、商工会の具体的要望があれば対応につき前向きに検討してまいりますが、なおご注意申し上げたい点は、この、現在はこういうような形の補助金交付金というものがまだ交付されていない状況でありますから、状況が違っているという問題に関しましては、私自身のご報告申し上げるよりは産業課長が報告した方がよかろうと思って、後にお問い合わせたいと考えております。

第4点、最後でございますが、3月定例会でもお答えしておりますが、雇用経済対策につきましては、国や県の施策に関連するものが大部分でございます。その中で村として対応していく考えでございます。特に対策本部の設置は考えておりません。

それでは産業課長に引き続き説明させることにいたします。

以上でございます。

(長井議員「特に必要ない」と呼ぶ)

○議長(武石善治) 3番 長井直人君。

○3番(長井直人) ご回答ありがとうございました。しかしながら、今のご回答で、例えば村民が、これを議会広報に一般質問の欄で載せた場合において、どれだけ理解できるのかという点においては、まずほとんどご理解できないのではないのかなというふうに思われます。できれば具体的な項目を挙げてお話ししていただければありがたかったのですが、なかなかそこまではいかなかったようで、ちょっと残念です。

まず村長がお話されたことについて若干触れさせていただきますと、光ファイバーについては、後ほどまた触れさせていただきますので、別の件を申し上げます。

国の対処事業のメニューに沿っていろいろ行ってきたということではあります。私が思うかぎりでは、事業の前倒しや一時的な一過性のあるものがほとんどで、これはどの自治体もこういった補助事業について照らし合わせて見ますと、当然前倒しの事業もあるわけではあります。やはり、その市町村将来構想につながるような事業にも多々使われているようにも見受けられます。そういったものと比較しても、時期的な期間がなかったというこれまでの議会内での回答もありますが、ちょっと示唆に欠けるのではないのかなというように思いました。の提案であります。

また発注等、村内の発注を多くするよう努めているということで、当然村外の落札者にも村内の材料等の調達もお願いしているということではありますが、公共事業の発注に関しては、これまでも当然行政で行ってきている作業であります。それを、村外業者をまずできるだけ多くということ自体は、どこの自治体でも努力されていることであると思います。ただ、こればかりは自治体で努力したところで、それぞれの事業所または企業の経済力、またはそういった力がなければ可能にはなりません。本当の、本来の経済を維持していくためには、村として何をしなければいけないのか、そこをもう少しお考えいただきたいなど。

このままでは5年、10年先、村内の事業所または商店、農家もほとんどこれに近いと思います。ほとんどなくなってしまいます。高齢化が進んで後継ぎがない状態でありますので、農業も林業も含めて、そういう状況にあるということをご理解いただいた上でのご回答であれば納得はしますが、私はそうは思いません。ですので、あえて一般質問で取り上げさせていただいておりますが、こういった現状をどのような形で維持していくか、また、育成していかなければならないのが行政の務めではないでしょうか。いま1度お考えいただきたい

と思います。

プレミアム商品券の件も、課長からご説明させるということでありましたが、そういった対象事業がないのはどうしてなのか。ただ、私が申し上げるのは、そういった国や県の事業があるから、ないからというのではなくて、村にとって必要なものであれば、また、村が活性化するのであれば、村独自の村費を利用してもやってもいいのではないのかな。当然、やる側がそういった意思がなければ意味がないものではありませんが、やはり、その効果を感じているのは商工事業者であろうと思いますので、そういったところも踏まえて、再度ご検討いただければと思います。

対策本部の設置に関しては、今回もお断りされたわけではございますが、こればかりは、私の考えからすれば、国や県の施策でリンクしたものでは対応は不十分である。やはり、村の現状を踏まえた村独自の対策が必要である。これは前にも述べましたが、このように感じておる次第であります。

そこで少し触れさせていただきますが、行政報告の中で、山野草展示会と村の活性化について村長が触れられております。今後とも山野草展により、村内農家、商工関係者の収益増加につなげるため、道の駅のイベントとして組織され、これを村が支援するという関係の上に発展させていければと思っておりますと、ここで書かれておりますが、これは多少認識違いをされているのではないのか。というのは、今回のような開催の仕方では、人、お客様の7割がイベントを通じてまちまちで、効率の悪い形になっている。これは開催された担当の方々はお分かりになっていることと思いますが、相乗効果を狙い山野草展の支援をし、盛り上げるのならば、配置と内容の工夫がいま1度必要である。どこが主体性をもち、何のために開催するのか、いま1度ご検討いただきたいと思っております。

村内の特産品の生産者の方で、PRのために展示会の会場内でのサンプル展示をお願いしたところ断られたというお話も聞いております。また、村内の飲食業者も1軒のみという状況に関しても、やはり検討していかなければいけないのではないのでしょうか。

また、農林業においても新規就労者の育成としてはほとんど機能しておらず、設立時に期待の高かった野外センターにおいても効率的な利用はなされていないように感じられます。村長の提唱する地産地消、多種少量生産、本来あるべき姿はさらにその先であり、地産地消はもちろんのこと、それ以外の多くの村外消費先を作ることこそが重要ではないのでしょうか。農業技術というものは、思うほど簡単ではありません。作るのはプロに任せ、その販売契約の開拓を村内事業者、または行政が手助けしていくことが必要なのではないのでしょうか。

林業に至ってはほとんど手つかずの状態、村有林を持ちながら、また広い

国有林を抱えながら事業者の育成に注力しないのはなぜでしょうか。

経済対策についていうならば、私の考えを述べさせていただければ、短期予測、計画はそれほど難しいものではなく、非常に身軽でその都度の状況に応じた対応が可能です。しかしながら、単独村を選択した村にとって、今一番大事なのは将来構想としての村のあるべき姿を模索した中長期の計画であると考えます。当然ながら経済対策やいろいろな施策も、それに沿ったものであるべき必要があります。現在の村の施策にはそれが感じられません。自身の主義主張ばかりではなく、大きなビジョンを指し示し、牽引していただきたいと思えます。

私の考える例としては、高齢者を視野に入れたショッピングモールの建設、村内業者の集約、新規参入者の募集、大手の参入誘致、職場の創出、また建設業者各社のモデルハウスの展示場、これは沖田面小学校グラウンド跡を利用した住宅展示場、これに合わせ大手ハウスメーカーとの協力によりモデルタウンとしての自然との融合のPR、近隣市町としてのベットタウンとしてのPR、村内業者の拡販PR等。

また、都心部との姉妹都市契約。学校や企業との林間学校や里山契約、体験学習、森林売買、森林管理・整備で契約。縁組。

また、田んぼや畑のオーナー制度の創設。出資を募り、生産を代行して収穫時に来村してもらう。また、収穫した物をお送りする。こういったような事業の展開を、今後の構想としては有効ではないのではないのでしょうか。

いろいろ問題もあるかと思いますが、今回の村長の情報網の整備により光ファイバーを設置いたします。これで、村長のおっしゃるような企業の誘致は可能なのでしょう。当時村長は、光ファイバーは企業の誘致には必要不可欠と明言をされました。当然、村民も光ファイバーの設置と同時に誘致企業が来るであろうという期待を寄せていることと思われます。

しかしながら、今回の補助事業において様々な自治体が……。

○議長（武石善治） 3番、通告以外のものも大分入ってきておりますので、その点、簡略的にお願いしたいと思います。

○3番（長井直人） すいません。これも経済対策ですので、関連ということで申し上げます。

○議長（武石善治） 特に行政報告に対することも入っておりますので、そういう点については十分気をつけていただきたいと思います。

○3番（長井直人） はい、分かりました。

ということで、他の自治体も当然このような形で情報整備をしております。そういった中では非常に厳しい状況にある。では、村として企業を誘致するためには何をしなければいけないのか。当然、他の自治体との差別化であるとい

うことになりますので、そういったいろいろな事業を展開して、村の良さをPRしていかなければ、そういった企業の誘致も非常に難しい現状にあると思われま

す。ですので、あえて申し上げます。行政のみの力では、やはり、村の発展はある程度制限されるのではないかと。村民が参加してこそ、村の将来も開けていくのではないのかな。ですので、行政のみならず関係機関、村民を含めた雇用経済対策本部の設置をいま1度要望いたします。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） いろいろ示唆に富むご提案をいただきまして感銘深く聞かせていただいております。今最後のことで、行政のみでは不十分だから村民の参加が必要、誠にそのとおりでございます。そういう意味では私も同じ意見でございますが、では、それではそういう対策本部を設置することが適当であるかどうかというのは、必ずしも意見が一致するものではございません。いずれにせよ、村がいろいろな施策をこれまで行ってきておるわけでございますが、必ずしも、それが意のあるような形で実現されていないことも事実でございます。

いずれにせよ、長井議員の話では、他の自治体がいろいろやっている部分と比較するならば、上小阿仁村は随分とそういう点がまだプアであるというふうなお話ではございますが、私自身は必ずしもそうは思っておりません。いろいろな意味でオリジナリティのある施策を開始し、実現している部分もござい

ます。ただし、これで十分などということは、私は思っていないことだけは申し上げたいと存じます。ただ、村の企業と行政との関係については、私は、常々、いつも主張していることではございますが、村を活性化する主体はあくまでも企業であります。村は、あるいは役場は、それを積極的に支援する体制であって、あくまでも主役は企業であります。その部分をお忘れなく。自分が利益を持とうと努力し、そしてお客を増やし、そして、いろんな意味で将来についての投資を行い、そういう意味で企業の存続を図るのは、これは村でなく企業そのものであります。それを積極的に村が支援するということが重要なプロセスでありまして、その反対ではありません。主客転倒、こういうことがあってはならないこと

あります。村ができることは、いろいろな支援がありますので、こういうことをベースにして企業のどの程度のことができるのか、そこら辺のところを企業自身が考えていかなければならない。そういう部分は、私は絶えず言っていることではござ

プレミアムの問題について、私は、例えば、今産業課長に付随して説明させたいというふうに申し上げておるわけですが、必要と考えないということであれば、それはそれで結構でございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 3番 長井直人君。

○3番（長井直人） もし、できるのであれば、産業課長のそういった意味での具体的な補足または説明に関しては、常任委員会の場でもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ご回答いただきましたが、分かりました。それはそれとしてお伺いいたしまして、そうであれば、できる限りに現在ある関係機関、また各集落の会長、会長だけでなく各集落、そういった方々と直接情報交換を密にさせていただきまして、検討していただくことをお願ひ申し上げます。

また、こういった経済雇用対策は、どこまでいっても十分だということはないと思います。活性化は企業、村は支援。しかしながら、そういった支援の偏りがみられるのも事実。偏った支援はいかがなものでしょうか。当然、村長のこれまでの提唱どおり企業は自助努力しなければならない。これも当然ではあります。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、現在の村の現状、実状を踏まえておっしゃっているのであれば、いま1度村内を回り、また企業を回り話を伺っていただきたい。現在どういう状況にあるか、それを踏まえていま1度検討していただきたいと思います。

村長の言う村ができるいろいろな支援を今後ともお願ひしたいと思います。

1つ目は以上です。

○議長（武石善治） 3番、最後の答弁もらいますか。いいですか。

○3番（長井直人） いいです。

○議長（武石善治） 3番 長井君。

○3番（長井直人） 2つ目の質問に入らせていただきます。村長施策として、我が村における少子化対策はということでお伺いいたしますが、22年度、県の少子化対策包括交付金を活用して取り組む村の少子化対策について、まず、今年度のマスメディア上での村の一大ニュースともいえるべき出産一時金の増額について、先日、第1号受領者への授与が多くメディアで取り上げられました。メディアの反響のよさに酔っていなければよいのですが、3月議会でも私は反対いたしました。これもまた打ち上げ花火にすぎないのではないのでしょうか。今後の財源はどこから出るのでしょうか。人口増で子宝に恵まれた場合にはどうするのでしょうか。高額受領者の家庭への配慮はどうなるのでしょうか。どうせ生まれる子供は少ないだろう。これから少なくなるだろうという前提で取り組んでいるとしか思えません。

どうせなら、ハッピーエンドは低くとも、もう1つの新規事業、いきいき子育て入学祝金への増額、分散の方がより効果的で、家庭面での配慮があり、なお効果的ではないのではないのでしょうか。これは3月議会でも申し上げましたが、それよりも、前に一般質問で提案いたしました小学校若しくは中学校卒業までの医療費の免除や歯科治療に関しての部分的な援助、インフルエンザワクチン接種の補助金の増額、子宮頸がん予防ワクチンの中学校女子への補助ないしは無料接種等、まだまだいろいろとあるとは思いますが、そういった事業への展開も考えられるのではないのでしょうか。これはあくまでも私の意見ではございますが、もう1つが出会いの交流事業へのことであります。

交付金を活用して行われるこれらの対策、施策の重点項目は何なのでしょう。交付金がなくなったとしても自主財源で継続していくという村長のねらいはどこにあるのでしょうか。これらの施策で若者が上小阿仁村に定住しようと思うのかどうか疑問であります。

お金うんぬんよりも、子育てや家族の生活環境の充実や、どこよりも安心、安全に子育てができる環境づくりが大事であると思うのですが、いかがでしょうか。

村長の考える我が村の施策としての少子化対策とは何なのか。その要点と骨格はどのようになっているのか、改めて伺い申し上げます。村独自の、小さいからこそ、自然豊かな村だからこそ特色を生かした、子供たちが帰ってきたくなるような、若い世代が住んでみたくなるような、また、お年寄りが楽しく安心して暮らせるような少子化対策への取り組みをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 少子化対策についての具体的なお答えを要求しておられますので、これに対してお答え申し上げます。

県の少子化対策包括交付金というものを活用いたしまして、子供を出産し、職場を離れ、若しくは育児休業する母親に少しでも経済的支援を行っていきたいと考えまして、子宝祝金の増額を行ったわけでございます。また、不況により所得の増加も厳しい状況であり、入学時の費用負担を軽減し、子供を育てる一助になればと、いきいき子育て入学祝金というものも創設いたしました。

出会いの交流事業が商工会主催で行われております。結婚して村で生活し子供を生み育てて欲しいとの願いから、この事業に補助を行いたいと考えております。これらの制度で多少とも少子化対策の呼び水になればと期待しているところでございます。

なお、正直なところ村単位でやることは、なかなかこの出会い系のものは難

しいことをございまして、我々のような村は、お互いがお互いを知っているので、こういう出会いの組織化というのは非常難しいのが現状をございまして、むしろ、こういうのは広域事業としてやる方がより効果的ではなからうかと考えております。

少子化対策として考えなければならないことは、職場を創設し、若者が村にとどまり、結婚して子供を生み育てていくことを可能にすることであると考えるとして、いろいろな模索はしておるわけをございしますが、現時点ではなかなか難しく遅々として前に進んでいない状況であることはそのとおりでございしますので、今後ともこういう意味でパンチ力のある対策をとってまいりたいと考えておる次第でございします。

村が少子化対策として具体的に取り組んでおりますものは、認定こども園の設置、子宝祝金、子育て入学支給事業、妊婦検診5回分単独で実施、チャイルドシート購入助成、福祉医療、放課後児童クラブ、それからワクチンの無料接種、インフルエンザ無料接種、赤ちゃんふれあい体験学習、保育園の開放日を月3回ひよこの会などを行ってきている状況でございします。これで何でも全て行われるとは考えおらず、まだ不十分であるとは考えている次第でございします。

結論から申しますならば、少子化対策の重要課題は職場の創設でございします。職場が創設された上で、前記の、今ご説明申し上げた多様な政策が初めて生きてくることとなります。既にこれまでたびたび指摘しておりますのでご承知のことと存じますが、職場の創設には、まず第1に、村の林産物、農産物を加工して付加価値をつけ販売することであります。この方向でこれまで様々な施策を行い、試行錯誤してまいりましたけれども、成果はいまいちでございします。引き続き努力を続けることが不可欠であります。

第2に、中央の公共施設で、中央に置いておく必然性のない施設を組織的に地方に移転することをございします。これについては国が決めることをございまして、こちらは相手のあることであり、機会のあるごとに国に働きかけておるところでございしますが、いまだに成果はございしません。これからも引き続き国に働きかけることにしております。

第3に、企業誘致を推進することをございします。これまでは光ファイバーがなかったので、お隣の北秋田市の工業団地を企業に紹介し、その結果、当村の住民もそちらに就職が可能になればと期待しておって活動していたわけをございします。しかし、今年で光ファイバーは完成するわけでありますので、企業誘致活動を強化する予定でございします。

しかし、光ファイバーのない地方には現在企業は来ることはございせんが、光ファイバーを設置したから自動的に企業が来るものでもございせん。当村といたしましては、教育村を全面に出しまして、義務教育分野では、誘致企業

が安心してその従業員子弟の教育を任せられる環境にあることを内外に示すことが必要であろうと考えている次第でございます。

いろいろ長井議員が、この私どもの活動に対して価値評価を行うことは大いに結構でございますが、対案があるときには具体的なことを例証されまして対案をしていただければ、例えば、支援が偏っておるとか、そういう一般論ではなしに、支援というものがどのように、どういう具体的な例でもって偏っているのか、そこら辺をご表示いただければ私もお答えのしようがございますが、それが無い場合には、単なる聞き置いて、ありがとうございました、ということで終わることになりかねませんので、ぜひ具体性のもったご質問をなさっていただければ、具体性のある対案をお示しいただきたいと願うものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） はい、3番 長井君。

○3番（長井直人） ありがとうございます。対案というのは指摘事項のことですので、指摘事項について申し上げれば、その支援の偏りというのは、道の駅、上小阿仁村観光物産への支援の偏りを申し上げております。具体的には、もし必要であれば全協等でも、今回決算も出ておりますので、お話させていただきます。今回は割愛させていただきます。また、村長施策についての対案とするならば、私も幾つも提案申し上げておりますのでそれは十分かと思われれます。具体的にお聞きしたいようであれば、いつでも提案させていただきます。

そこで、村長のお話のように公共施設の誘致について考えられているということですが、それは村長の回答に対する答えですので、具体的には質問外ですので、今までは2つしか議会の方では確認されておられません。それ以外にあるのだとすれば、どういったところに働きかけたのか、いま1度常任委員会の場でも、議会の方にご説明いただければというふうに思います。そういった村の動きを、議会の方で把握しきれないところがありますので、やはりそういったところは随時報告していただければというふうに思います。

これもまた先ほどの質問とリンクするのですが、県の対策に沿って行くということではありますが、当然、村の方でも独自に考えた対応が可能ではないのかなど。例を申し上げます、子供の育児休暇について、これに対してもやはり村として独自の対応を、または配慮して村独自の村内企業、村内事業者に対する、限定ではありますが、村条例を設置し配慮してあげるというものも可能ではないかなというふうに思われます。

そういった形で具体的に挙げればきりが無いのですが、先ほどもいろいろ申し上げさせていただきました。どうも村で行おうとしている目標の範囲があま

りにも広いのではないのかなというふうに思います。逆に政策は広くとも、その目標を絞った形で多方面から、その目標へ向かって、そういった施策を集約させるような方向性がより効果的ではないのかなというふうに思いますので、ぜひともご検討いただきながら、今まで以上の努力をしていただければなというふうに思います。当然、それぞれの施策がリンクしなければその効果はあがりませんので、よろしくお願ひしたいと申ひます。

また、1つ目の質問でも申ひ上げたショッピングモール、またモデル住宅、モデル家具の構想に關しても、これは当然少子化対策としても有望であります。その他、地域イベント、集落ごとの伝統行事や集落会議等、村のもつ小規模コミュニティの良さを最大限に生かした交流、施策、高齢者が安心して生活できる施設、環境の充実、少子化対策イコール高齢化対策という位置づけも大事だと思ひます。

また1つ触れさせていただきますが、3つ目の出會いの交流事業ほど、これに關しては、あえて3月の議会で触れませんでした。関係団体との具体的な協議もなく、3月の議会で予算化してからもその対象団体には、やらなければやなくてもいい。村の予算、県の交付金というのはそんなものなのでしょうか。これまで3年弱行ってきた予算カット、削減が何のためのものなのか、少々疑っております。

以上です。

○議長（武石善治） はい、3番。

○3番（長井直人） どこにどう答えればいいのか、あれなのでしょうから、あえて申ひ上げますが、特にお答えいただくとすれば、最後の補助事業に關してではあります。これは常任委員会の場でも必要であれば伺いたいと思ひますので、そちらで願ひします。ということで、そういった少子化対策にも多方面から、ある程度の目標に向かつてリンクするような、そういった形での施策または行動をご検討いただきながら実現したいなというふうに思ひますので願ひいたします。

それでは、今回最後の3つ目に入らせていただきますが、それでは今回最後の質問になりますが、地域医療の充実と診療所の運営体制の充実について、質問と願ひがございます。

近隣の病院問題に加え、村長就任後3度体制の変わった診療所の問題、これらをどうとらえていらっしゃるのか。お隣りの市民病院に見られるように、ハードとソフト、ソフト方面に關しては、いまだ充実していないようではあります。この正面がいかにか整ったとしても地域医療の充実にはほど遠いと推察いたします。

村しかり、地域医療の充実はハードとソフト面、両面の充実にあると考えま

すが、村長はどうとらえていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。加えて行政として、もっとほかに行くべきことがあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

そこで、地域医療の中でも最も重要な診療所に目を向けてみるとどうでしょう。有澤医師の配慮により、何とか落ち着きを見せて運営されているように見えますが、どうなのでしょう。あれ以来、全協等があっても経過の報告や状況の報告すらなく、3月議会であれだけ強く要望しお願いをした専任の責任者の配置が行われず現在に至っております。

正直、4月の人事では、こんなにも人の気持ちがわからない方なのかと落胆いたしました。3月に申し上げたことを、いま1度くどくどとお話するつもりはありませんが、現状では、有澤医師に少しでも安心して地域医療に従事していただくためには、医療を必要とする患者の意識改革、受診指導が必要であり、診療所内の運営体制の充実も必要であります。所内を管理し住民への心のこもった配慮に、医師や職員への配慮、所内の統括のためにも専任の事務長の配置が必要不可欠と考えます。人事案件は村長の専権事項であることも重々承知いたしておりますが、診療所への事務長専任をぜひともお願い申し上げます。

以上です。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 1点と2点につきましては、これは具体的なお話をしていただければありがたいと考えております。日本全体が医療政策、とりわけ地域医療では大変問題が内包されておまして、どの地域でも悩んでいる現状がございます。医療制度の問題や医師確保の困難などの共通の点が、全国津々浦々にあるわけでありまして。国、県へも機会があるごとに対案を提示し、要望していく所存でございます。

3点目につきましては、専任事務長配置というお考えでございますが、長井議員のお考えとして承知しておきたいと考えております。診療所には事務長補佐として管理職の立場にある職員を配置し、総括的な役割を担わせており、日々副村長への報告を義務づけ、もちろん総務課長、副村長への報告を義務づけておまして、私にもその者が重要事項についての報告を行うシステムを完備しております。診療所長であります有澤先生の指示、要望などについて、それなりに対応していることであると判断しております。

専任事務長うんぬんのご意見は、ただいまお聞きした、また3月議会でお聞きいたしました。人事問題というのは様々な背景がございまして、その全てをこの場であかすことは、必ずしも賢明なことではないと考えております。

前にも教育委員会の事務局長の案件についての、長井議員のご意見がござい

ましたことも記憶しております。お互いに執行部と議会のそれぞれの職分をわきまえて行動することが賢明であろうと、私は理解しておる次第でございます。

ご参考までにお知らせいたしますならば、お隣りの合川診療所でも事務長は合川総合窓口センター長、つまり支所長が兼ねているという事実もあることをお話申し上げておきたいと存じます。

いずれにせよ、診療所の機能というのは、これはあくまでも初期医療に徹するというのでございまして、その枠内でいかに今おられる先生の負担を軽くしていくかという問題は重要事項として私どもとらえておりまして、それなりの対策をとっている次第でございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 3番 長井君。

○3番（長井直人） ご要望どおり1、2点についても多少触れながら、具体的にいかないまでも少々具体的にお話申し上げます。

システム同様、ハード、ソフト面にあらずということで申し上げましたが、これは、やはり相手にしているのは人であるということでありまして。利用する人との相互関係が1番重要であるというふうに考えますので、その面にどう行政が、または施設が配慮できるかということにあるのではないのでしょうか。

また、近隣の市町との関係も重要ということで申し上げましたが、これに関しても、協調性も大事であり、出資の面も絡んできますが、それだけではなく、周辺のそういった総合病院がなくなることになれば、また救急の機能がなくなるとなれば村としても大変であります。そういったことも踏まえた、お互いの関係を維持または良くしていかなければいけないのかなということで一応お話申し上げました。

また、そういった事例の中でちょっと耳に入ってきたのが、市民病院での受け入れ拒否の事例が耳に入ってきております。これが本当にそうなのかどうかというのはすごく微妙なのですが、患者の症状によっては受け入れる必要もないというような結果だったのかもしれない。そういったことも聞こえていますので、そういった事実関係もやはりこれから調べていきながら対応していただければなど、そういうふうに思います。

また、3月、4月段階での住民説明、それは、ああいった事例に発生しておりますので、やはり村としても3月議会を経た行政施策の説明の場でも結構だったと思います。できれば4月当初から住民説明会等を開いて、各集落を回って、文書ではなく、直接村長からご説明とお話をしてお話して欲しかったというのが私の切なる願いでありました。できれば村長の口から、文書でなく受診指導を行い働きかけていただければありがたいというふうに思っております。

また1つに、これは住民と先生との関係にもつながってくるのですが、夜間

とか緊急の診療所の診察拒否が発生していると、それで幸か不幸か医師に直接電話すると先生は在宅中であると、そういったような事例が出ております。報告は受けているのでしょうか。管理人の方でどのような対応をしているのか、以前はテレビを見ていて電話が聞こえなかったというようなことも伺っております。そういったこともありますので、いま1度調べていただければなど。

また、医師をお願いしてこたえてくれた方に対して、この村の長自らが湖東病院を使えばいいとか、秋田市の病院にもいつでも行ける、また医師不在の時に努力していただいた五城目の開業医院の医療をPRするというのはいかなるものでしょう。せつかくこられた医師への配慮という点では、多少欠けているのではないのかなというふうに感じております。

また、4月26日、月曜日の課長会議。こちらの会議録で村長のお話の中に、先ほど村長には診療所には事務長補佐として役場の担当者を置いている、報告も受けていると、そのようにおっしゃってございました。当時は事務長を兼任している総務課長も診療所へ赴いたこともなく、その後、赴いて管理しているのであればまたよいのですが、その課長会議の中で、有澤先生は誰々がどうのこうのなどの内容を村に対しても報告しませんので、看護師、事務職員等を通じて常に情報を把握したい。ニュースソースは明かしませんので、診療所が円滑に運営できるようにするため、皆さんのところ、この皆さんというのは課長全体を指すようではありますが、皆さんのところに情報が入りましたら、村長、副村長に情報を提供していただきたい、とありました。どうでしょうか、先ほどの発言と比べてみまして、こんなことを各課長に周知するくらいであれば、当然専任の事務長を配置して状況把握させるべきであると思うのですが、どうでしょうか。

診療所の件に関しては、かなり大きな問題でございます。当然村民の考えも新たにする必要もあります。しかし、やはり、それを導くのは他の誰でもない村長しかいないと。当然村長ご自身も新たな考えを取り入れ、無医村になることはないよう努力していただきたいと申し添えておきます。

皆さんもご存知のとおりネット上ではかなりの悪評が、この上小阿仁村に対して向けられております。ネット上の評価は、たとえどんな評価であれ記録として残ります。顔の見えない、また村を知らない、ただ書き込みや記事を見た人でさえ1つの情報としてインプットされてしまいます。次の医師を見つけるのは非常に困難であると思います。その責任は何よりも重要で、たとえ今後どんな政策で成功したとしても、それを打ち消すだけの案件であると私はとらえております。村として、また村長として最善の対応をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） ご意見は十分に伺いましたので、具体的にお答えする必要性を感じておりませんので、以上でございます。

○議長（武石善治） 3番 長井君。

○3番（長井直人） 具体的にお答えする必要性がないということではありますが、常々、私が毎回言っているように、反発質問をしているせいなのかも知れませんが、これは議員としての職務だと思っておりますのでご理解いただければと思っておりますが、これでは一般質問の意味がないのではないかと。

例えば1、2点についても、ある程度お話申し上げました。また、特に大きな問題としては、医師の知らないところで診療所の夜間、緊急の診察拒否が行われている事案です。これについても回答の必要性がないということはどういうことでしょうか。また、理解力の指摘にもありますとおり、村長のご説明とその課長会議の中でのご説明が一致していない、これについても答える必要性がないというのはどういうことでしょうか。

いま1度お伺い申し上げますが、できれば的確な答えをいただければ、私が、もう3回目ということになりますので、お答えいただきたいと思えます。また、専任の事務長の設置は、3月議会での議会の総意であります。それに答えない形での4月の人事でありました。それを踏まえて、現在の状況の説明もなく、また、こういった状況を聞くに及んで、やはり専任の事務長が必要不可欠であるというふうに感じるので、あえて病院問題は今非常に繊細な状況にあるというの踏まえた上で質問させていただいております。

やはり、こういったことに答えていかなければ、すぐそこに無医村が迫っているという認識をしていただいて対応していただきたいというふうに思えます。

お願いします。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） お答えいたします。この前、有澤先生が私のところにおいでになって、もう少しやってみようというお話がございまして、私としては、もう少しやっていただくということに対しては非常にありがたいことであるけれども、客観的な情勢というのは一切好転していないのが現状である。

つまり、有澤先生が働きすぎである、過労気味であるということ。客観的に言いますと、普通百数十日の休みがとれるにもかかわらず、土日を五十数倍すれば、それは百数十日になります。各1年間に18日しかフルには休んでいないという、そういう現状があるということ。そして、不満分子で心ない中傷、そういうことを行う人間が数名この村にいるということ。これをどういうふう

改善していくか、これは非常に大きな問題であります。これは具体的には当事者自身の村政に対するご協力が目に見えてあるということでない限りは、なかなか有効に遂行することは、改善することは不可能でございます。

そう考えて見ますと、ご本人にお聞きすることができないとしても、あるいはその周辺にいる看護師、その他いろいろな人間の人たちが見ている状況に対する報告があれば、こちらとしても、ある種の対処が可能ではなかろうかというふうに考えているわけであります。

そして、私が強調したいことは、あくまでも診療所というものは、緊急な生命に関係のあるような重病の場合、この場合は診療所にはおいでいただかなくて、ちゃんとした救急医療を行っている市民病院、あるいは、つい最近までは湖東病院、そういうところに行くべきであると。

だから私は、宿直の人間に具体的に指示を出しているのは、まず電話がかかってきたら、非常に深刻な病気であるか否か、それをまず確認しろ。深刻であるとしたら、すぐに市民病院に救急車で行くように指示をするように。そうでない場合には、夜、午後、いろんな電話がくると思うので、救急、それだったら救急車に乗って行く。そうでないなら、次の8時半から17時15分までの間に来るようにと、そういうふうに言うようにということを指示を出しております。これは事務長代理にも言っていることでもあります。そういうことの実現状況が、診療拒否などというものものしい表現で行われているのではないかと私は推察しております。

最近の状況を申し上げますと、できるだけ、そういう人が来た場合には断らないようにという先生の特別のお話もございますので、実はこちらとしても苦慮しているところでございます。だから、私は、あまりこの問題に関しては、深く細部にわたって申し上げたくない。できるのであれば、これも何とか非公式な部分で改善してまいりたいと、こういうふうに考えている次第でございます。

これは、いずれにせよ正式の事務長が設置されたから改善するという話ではございません。

以上でございます。

○議長（武石善治） 3番 長井直人君。

○3番（長井直人） 3回終わっていますけれど、最後、一言お話をさせていただいてよろしいでしょうか。ご回答いただきましたが、どうも、やはり私だけではなく、他の議員さんも納得されてないのではないかというふうに思われます。

先生が働きすぎである、過労気味であるのはもちろんのことではありますが、医師の気持ちも尊重していただかないと、非常にこれは難しい問題でもありま

す。こちら側の感じている考え方だけで処理するというのは非常に繊細な部分がありますので、その辺も配慮していただかなければならないので、3月議会でも申し上げましたが、今回のこの問題には当局の配慮のなさというのが多分にあると思います。当然、メディアに公表されたのもその1つであると思いますが。

やはりそういったことで医師に負担をかけているということを、いま1度認識していただいて、可能であれば全協でいま1度お話いただくか、常任委員会の場で多少触れていただくような形で対処していただければなというふうに思います。

こういった状況は、もう現段階においては医師のみで解決は不可能であります。やはり誰がそれをまとめてうまく改善していくのかとなれば、やはり村長しかいないと思います。そこのところをもう少しご配慮いただいて対応していただければなというふうに思います。当然事務長はその場で患者の状態または様子、職員の状況、そういったものを直接見て、それを村長、副村長に伝えることが1番、他の意見も入らずにストレートに伝わってくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（武石善治） これで一般質問を終わります。

午後から、時間がずれましたので、午後1時半まで休憩いたします。

12時11分 休憩